

平成十六年六月二十二日受領  
答弁第一七二号

内閣衆質一五九第一七二号

平成十六年六月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出公務員の給与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出公務員の給与に関する質問に対する答弁書

お尋ねの現在の国会議員の年間給与よりも高額な年間給与を受ける公務員について、法令において具体的な官職等に対応して俸給月額が明らかにされている者の官職等、年間給与の額及び当該年間給与の額とされている理由は別表のとおりである。この場合において、現在の国会議員の年間給与の額は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）所定の減額を経た一年間の歳費月額及び期末手当の合計額（二千七十七万四千四百三十七円）として算出した。他方、同表に掲げる公務員の年間給与の額は、同表に掲げる官職等に係る一年間の俸給月額、調整手当及び期末手当又は期末特別手当の合計額である。なお、調整手当の支給割合は、当該官職等を占める職員の在勤地域により異なるが、ここでは最高支給割合である十二パーセントで計算している。

同表に掲げる官職等にある者以外の公務員等の年間給与の額については、基本的に、当該公務員等の勤務する法人において主体的に決定しているものである上、お尋ねの諸点には特定の個人を識別することができることとなる事項が含まれており、また、網羅的に調査を行うことは膨大な作業を要するため、答弁を差し控えたい。

別表

官職等	年間給与の額(円)	当該年間給与の額とされている理由
内閣総理大臣  国務大臣 会計検査院長 人事院総裁 特命全権大使(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第三条第三項及び第四項の規定により俸給月額が百六十二万六千円とされている者)  内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官 公正取引委員会委員長 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 宮内庁長官 特命全権大使五号俸	四一、六四五、三四四	当該年間給与の額とされている理由 官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 大臣政務官 長官政務官 公害等調整委員会委員長	二四、八三三、八六五	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
二九、一一六、二二〇 官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。

<p>常勤の内閣総理大臣補佐官（特別職の職員の給与に関する法律第三条第二項の規定により総務大臣が指定した者）</p>	<p>内閣危機管理監 常勤の内閣総理大臣補佐官 侍従長 特命全権大使四号俸 特命全権公使四号俸 二千五年日本国際博覧会政府代表</p>	<p>二四、六四六、八六三</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>
<p>内閣官房副長官補 内閣広報官 内閣情報官 国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 地方財政審議会会長 原子力委員会委員長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 航空・鉄道事故調査委員会委員長 式部官長 特命全権大使三号俸 特命全権公使三号俸</p>	<p>二四、三二八、九五九</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>	
<p>公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会の常勤の委員</p>			

<p>事務次官</p>	<p>防衛施設庁長官</p>	<p>防衛大学校の長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長</p>	<p>防衛事務次官 統合幕僚会議の議長</p>	<p>公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 情報公開審査会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会の常勤の委員 東宮大夫 特命全権大使二号俸 特命全権公使二号俸</p>
	<p>二一、四三〇、四二八</p>	<p>二二、九四五、一四四</p>	<p>二四、三二八、九五九</p>	<p>二一、四三〇、四二八</p>
	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>

<p>会計検査院事務総長  人事院事務総長  内閣法制次長  官内庁次長  警察庁長官  金融庁長官</p>	<p>二四、三二八、九五九</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>
<p>警視総監</p> <p>外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官  会計検査院事務局次長  内閣衛星情報センター所長  内閣府審議官  公正取引委員会事務総長  警察庁次長  総務審議官  外務審議官  財務官  文部科学審議官  厚生労働審議官  農林水産審議官  経済産業審議官  技監  国土交通審議官  地球環境審議官  経済社会総合研究所長</p>	<p>二二、九四五、一四四</p> <p>二一、四三〇、四二八</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>
<p>検事総長</p>	<p>三〇、四〇六、五二四</p>	<p>官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。</p>

次長検事	二四、八三三、八六五	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
東京高等検察庁検事長	二六、九六五、六八七	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
その他の検事長	二四、八三三、八六五	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
検事一号	二四、三二八、九五九	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。
検事二号	二一、四三〇、四二八	官職の職務と責任を踏まえ、法令で定められている。

注 右記官職等の中には、欠員がある等の理由により、現実に該当する者が存在しない場合がある。